



きよかわむら 社協だより

2015
12
No.172



ふれあい昼食会
秋の紅葉
ドライブ

11月5日にふれあい昼食会を開催しました。昼食は、食生活改善推進団体もみじ会手作りの美味しい食事（写真）をいただき、食後は宮ヶ瀬ヘドライブに行きました。少し風が強かったです。少し風は秋晴れ。紅葉もし進んだ山々と雄大な宮ヶ瀬湖の景色に、利用者は「素敵な景色だね、来てよかった」と満面の笑みで話していました。

12月号 おもな内容

- | | | | |
|-------------------|----|------------|----|
| ●特集 障害者週間 | 2P | ●デイサービスの話題 | 3P |
| ●全国社会福祉協議会会長表彰を受賞 | 3P | ●社協からのお知らせ | 4P |
| ●認知症サポーター養成講座 | 3P | | |

※みなさまの会費の一部は「社協だより」の発行に充てさせていただきます。

特集

障害者福祉について、関心と理解を深めて欲しい

12月3日～9日は、障害者週間

今回の特集は障害者週間と題して、日本が「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）を平成26年1月に締結するまでに、制度改革を行った一つである「障害者差別解消法」について紹介します。

Q. 障害者差別解消法って、どんな法律？

A. 3つのことを定めています。

- ①障害を理由に差別的取扱いや権利侵害をしてはいけない。
- ②社会的障壁（日常生活や社会生活を営む上で支障となることから）を取り除くため合理的な配慮をすること。
- ③国は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識を広める取組みを行わなければならない。

障害者権利条約とは？

障害者の人権や基本的自由を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした、障害者に関する初めての国際条約です。

Q. なぜ、この法律が必要な？

A. 「差別はいけないこと」とみんなが思っている、障害について正しく理解されず、平等な機会などを奪われていることが現状です。だからこそ、「何が差別か」を判断できる「ものさし」としてこの法律が作られました。



Q. この法律が禁止する差別は？

A. 2種類の差別を禁止しています。

①不当な差別的取扱い

「見えない」「聞こえない」「歩けない」といった機能障害と車椅子や補助具、盲導犬、介助者など障害者に関することを理由にして区別や排除、制限をすること。

例えば、

- ・車椅子を利用している、盲導犬を連れているからと入店を拒否する。
- ・障害があると知って、アパートの契約を断る。



②合理的配慮を行わないこと

障害の状態や性別、年齢などを考慮した変更や調整、サービスを提供することを「合理的配慮」といい、それをしないと差別になります。ただし、変更や調整などは、その事業者に対して無理のない範囲での対応となっています。

例えば、

- ・精神障害がある職員に対して、ラッシュ時の満員電車の時間帯を避けるような通勤時間の変更をする。
- ・車椅子利用者が容易に建物に入れるよう、入口の段差を解消するためにスロープを設置する。



この法律は、障害のある人の差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目的としています。この障害者週間を機に、障害者福祉や差別に関して考えていただければと思います。

全国社会福祉協議会会長表彰を受賞

平成27年度全国社会福祉大会

本会はこのほど、

11月20日に日比谷公会堂で行われた平成27年度全国社会福祉大会（厚生労働省、全国社会福祉協議会、中央共同募金会主催）にて、全国社会福祉協議会会長表彰「社会福祉協議会優良活動表彰」を受賞しました。



※プログラム評価とは、事業を実施回数や参加者数等の数字を基に評価することに重点を置くのではなく、各種事業が地域福祉の推進に繋がっているかを理論的に評価する手法です。

この賞は、全国の社協の範となる優秀な活動を行っており、実績が顕著である社会福祉協議会を全社協が表彰するもので、「ロジックモデルを活用した（※）プログラム評価による社協活動の充実と組織強化」の取組みと、金翅・清水ヶ丘地区で村と地域住民の協働により行われている「らっくすのー」の住民への相談支援活動が評価され、今回の受賞となりました。今回の受賞を糧に、今後とも役員一同「地域福祉の向上」に努めていきたいと思っております。

新たに30人が仲間入り

認知症サポーター養成講座

本会の職員である認知症キャラバンメイトが、認知症サポーター養成講座を9月11日、清流の館視聴覚室で煤ヶ谷婦人会へ、10月20日には「結の樹よってけし」で地域住民に対し実施し、認知症の症状や認知症の方へ接する際の具体的なポイントについて話しました。講座には両日併せて30人が参加。参加者には、講座終了後に認知症サポーターの印である「オレンジリング」がキャラバンメイトから配られました。



「結の樹よってけし」にお越しの皆さん

煤ヶ谷婦人会の皆さん

緑小学校5年生と交流

デイサービスの話題

11月12日に緑小学校5年生の児童が総合学習の一環でひまわり館に来館されました。児童は、手作りのゲームを用意しており、利用者にルールを説明したり、ゲームのお手伝いをしたりと、お年寄りに丁寧に接していました。ゲーム終了後は、手芸のお手伝いをいただきました。自分の作業を後回しにし、利用者の作業を優先する児童の対応にとても心が温かくなりました。児童と利用者の交流は、3学期にも予定されています。



かながわ障害者フェスティバル ～ともに生きる社会かながわを目指して～

日時 平成27年12月8日(火) 午前10時～午後6時

場所 かながわ県民センター(横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2)

内容 (1) 講座・セミナー等(場所:ホール(2階))

10:00～12:00 もっと知って、障害者のこと! ～これ知ってる!?クイズ～

13:00～14:30 「ITは私の生活の一部です」事例発表

15:00～15:30 障害福祉施設への発注に貢献した企業表彰

15:30～17:00 工賃向上セミナー ～働く障害者の工賃向上を目指します!～

(2) その他

16:00～18:00 障害者のアート活動出張相談会(場所:302会議室(3階))

・障害者の理解促進に関するパネル展示(場所:ホール内(2階))

・障害者週間のポスター展示(場所:ホール内(2階))

・障害福祉施設の自主製品の展示即売会(場所:ともしびグッズコーナー(1階))

その他 入場料無料、申込不要

また、詳しい内容に関しては、チラシを清川村社協ホームページにアップしています。

清川村社協ホームページ URL <http://www.kiyokawa-shakyo.jp>

お問い合わせ先 神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課社会参加推進グループ

TEL 046-210-1111(代表)

FAX 046-201-2051

年末年始休業のお知らせ

清川村社協では年末年始の業務を下記のとおり休業とさせていただきます。

休業期間 平成27年12月29日から
平成28年1月3日まで

※平成28年1月4日より通常業務となります。

回収にご協力ありがとうございます

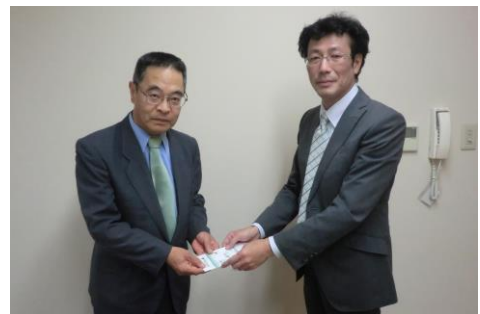
平成27年10月～平成27年11月

○ペットボトルキャップ	7件
○古切手	5件
○使用済みプリペイドカード	1件

寄付をありがとうございます

平成27年10月～平成27年11月

○愛甲商工会様 30,000円



愛甲商工会様よりご寄付をいただきました。

編集・発行

社会福祉法人

清川村社会福祉協議会

〒243-0195

神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2220-1

清川村保健福祉センターひまわり館内

電話 046(287)1118

FAX 046(287)2013

はあじ
うおーむ
2ページで、「障害者差別解消法」について紹介しました。この法律は、何が差別に当たるのかを定めた法律です。法律は、制度や社会の仕組みを変えるものですが、人の気持ちまではすぐに変えられません。皆さんにはこの法律を知っていただき、まず自分も何かできるのか考える機会になって頂ければと思います。